

## 「登録型本人通知制度」について知っていますか？

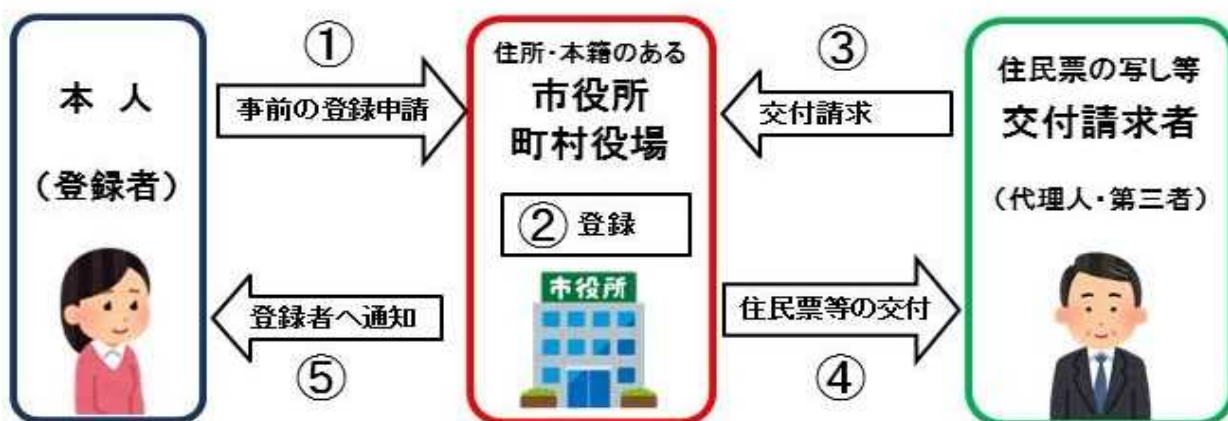
近年、クレジットカードの個人情報などが漏れたとか、企業や行政機関などが保有する個人情報などが、大量に流出する事件が相次いで発生しています。

さらには、司法書士や行政書士が他人の住民票の写しや戸籍謄本を不正に取得し、探偵社等に売り渡していたという事件も発生しています。これらの住民票の写し等は身元調査や浮気調査のほか、ストーカー行為にも使われていたことがわかっています。このような人権侵害につながりかねない不正取得を抑止するため、現在、県内全ての市町村で「登録型本人通知制度」が導入されています。

### 登録型本人通知制度について

「登録型本人通知制度」とは、市町村に事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合、その本人に交付した事実を知らせる制度です。住民票の写し等が不正な手段によって取得される事件などを抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

### 《登録型本人通知制度の流れ（イメージ図）》



### チェック

個人の重要事項が記載された住民票の写しや戸籍謄本を不正に取り扱うことは個人の人権を侵害する犯罪行為です。

「登録型本人通知制度」は、住所や本籍のある市町村の市役所、町村役場で登録することができます。人権を守る観点からも、未登録の方は、是非登録しましょう。登録の方法など、詳しくは各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

内容についてのお問い合わせは  
和歌山県人権施策推進課まで  
電話 073-441-2566  
FAX 073-433-4540

